

民事調停法抜粋

(昭和二十六年六月九日法律第二百二十二号)

最終改正：平成一一年一月二二日法律第一六〇号

第一章 通則（第一条 第二十三条）

第二章 特則

第一節 宅地建物調停（第二十四条 第二十四条の三）

第二節 農事調停（第二十五条 第三十条）

第三節 商事調停（第三十一条）

第四節 鉋害調停（第三十二条・第三十三条）

第五節 交通調停（第三十三条の二）

第六節 公害等調停（第三十三条の三）

第三章 罰則（第三十四条 第三十八条）

附則（第一条 第十五条）

第一章 通則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条理にかない実情に即した解決を図ることを目的とする。

（調停事件）

第二条 民事に関して紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に調停の申立をすることができる。

（管轄）

第三条 調停事件は、特別の定がある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とする。

（移送等）

第四条 裁判所は、その管轄に属しない事件について申立を受けた場合には、これを管轄権のある地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならない。但し、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送し、又はみずから処理することができる。

2 裁判所は、その管轄に属する事件について申立を受けた場合においても、事件を処理するために適当であると認めるときは、土地管轄の規定にかかわらず、事件の

全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

(調停機関)

第五条 裁判所は、調停委員会で調停を行う。但し、相当であると認めるときは、裁判官だけでこれを行うことができる。

2 裁判所は、当事者の申立があるときは、前項但書の規定にかかわらず、調停委員会で調停を行わなければならない。

(調停委員会の組織)

第六条 調停委員会は、調停主任一人及び民事調停委員二人以上で組織する。

(調停主任等の指定)

第七条 調停主任は、裁判官の中から、地方裁判所が指定する。

2 調停委員会を組織する民事調停委員は、裁判所が各事件について指定する。

(民事調停委員)

第八条 民事調停委員は、調停委員会でを行う調停に関与するほか、裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、囑託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行い、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。

2 民事調停委員は、非常勤とし、その任免に関して必要な事項は、最高裁判所が定める。

(手当等)

第九条 民事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第十条 削除

(利害関係人の参加)

第十一条 調停の結果について利害関係を有する者は、調停委員会の許可を受けて、調停手続に参加することができる。

2 調停委員会は、相当であると認めるときは、調停の結果について利害関係を有する者を調停手続に参加させることができる。

(調停前の措置)

第十二条 調停委員会は、調停のために特に必要があると認めるときは、当事者の申立により、調停前の措置として、相手方その他の事件の関係人に対して、現状の変更又は物の処分の禁止その他調停の内容たる事項の実現を不能にし又は著しく困難ならしめる行為の排除を命ずることができる。

2 前項の措置は、執行力を有しない。

(調停をしない場合)

第十三条 調停委員会は、事件が性質上調停するのに適当でないとき、又は当事者が不当な目的のみだりに調停の申立をしたとき、調停をしないものとして、事件を終了させることができる。

(調停の不成立)

第十四条 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないとき、裁判所が第十七条の決定をしないときは、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができる。

(裁判官の調停への準用)

第十五条 第十一条から前条までの規定は、裁判官だけで調停を行う場合に準用する。

(調停の成立・効力)

第十六条 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(調停に代わる決定)

第十七条 裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相当であると認めるときは、当該調停委員会を組織する民事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができる。この決定においては、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命ずることができる。

(異議の申立)

第十八条 前条の決定に対しては、当事者又は利害関係人は、異議の申立をすることができる。その期間は、当事者が決定の告知を受けた日から二週間とする。

2 前項の期間内に異議の申立があつたときは、同項の決定は、その効力を失う。

3 第一項の期間内に異議の申立がないときは、同項の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(調停不成立等の場合の訴の提起)

第十九条 第十四条(第十五条において準用する場合を含む。)の規定により事件が終了し、又は前条第二項の規定により決定が効力を失つた場合において、申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求について訴を提起したときは、調停の申立の時に、その訴の提起があつたものとみなす。

(受訴裁判所の調停)

第二十条 受訴裁判所は、適当であると認めるときは、職権で、事件を調停に付した上、管轄裁判所に処理させ又はみずから処理することができる。但し、事件について争点及び証拠の整理が完了した後において、当事者の合意がない場合には、この限り

でない。

- 2 前項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し又は第十七条の決定が確定したときは、訴の取下があつたものとみなす。
- 3 第一項の規定により受訴裁判所がみずから調停により事件を処理する場合には、調停主任は、第七条第一項の規定にかかわらず、受訴裁判所がその裁判官の中から指定する。

(即時抗告)

第二十一条 調停手続における裁判に対しては、最高裁判所の定めるところにより、即時抗告をすることができる。その期間は、二週間とする。

(非訟事件手続法 の準用)

第二十二条 特別の定がある場合を除いて、調停に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第一編の規定を準用する。但し、同法第十五条の規定は、この限りでない。

(この法律に定めない事項)

第二十三条 この法律に定めるものの外、調停に関して必要な事項は、最高裁判所が定める。

- 以下略 -